

家庭的保育事業等運営規程

事業所名 家庭的保育事業 大淵元子

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

- ・児童福祉法に基づき保育を必要とする全ての子どもに最善の利益を提供する。
- ・保育を必要とする生後57日目からの乳幼児を預かり専門知識や技術を有する職員が、家庭的な雰囲気の中で保育を行い発達援助、活動や環境の提供を行う。

(2) 運営の方針

- ・家庭的な雰囲気の中で子どもの健全な心身の発達を図り、活動や環境の提供を行う。
- ・子どもの人権に十分に配慮すると共に一人一人の人格を尊重する。
- ・食への関心を育み美味しい給食を提供する。
- ・地域社会との連携を図るよう努める。
- ・保護者や地域の子育て家庭の保育に関する相談を行う。
- ・衛生管理及び災害への備えを徹底し子どもたちの安全を守る。
- ・保育者の資質向上に努める。

2 提供する保育の内容

- ・家庭で過ごしているような温もりある雰囲気の中で、保育者が一人一人を受け止めながら、好きな絵本を読んだり遊びを楽しんだりして子どもとの関わりを深める。
- ・保育園周辺の自然環境を活かし四季を通して五感を使い、自然に触れながら散歩や公園遊びに行ったり、畑で野菜や花を栽培したりする。また、収穫物を利用してクッキングを行い、食育にも取り組む。
- ・いろいろな遊びや経験を通して友達と仲良くしたり感じたことを表現したりする力を培う。
- ・普段の生活や行事を通して集団保育や地域の方々とのふれあい保育を経験し豊かな感性を育てる。
- ・エコ活動を通して自然や環境を大切にすることを育む。
- ・保護者送迎時に1日の様子や情報交換を行い、保護者の不安や保育に関する相談に応える。また、地域の子育て家庭に対する支援を行う。

3 職員の職種、員数及び職務の内容

職員数 10名

職種・職務の内容等については、別紙「職員一覧表」のとおり

4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

| | |
|----------|--|
| 提供を行う日 | 月曜日から土曜日 |
| 提供を行う時間 | ・ 保育標準時間認定に係る保育時間 7時30分 から 17時50分まで |
| | ・ 保育短時間認定に係る保育時間(8時間) 9時00分 から 17時00分まで |
| 提供を行わない日 | 日曜、祝日、12月29日～翌年1月3日 |

5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

| 費用の種類(名称) | 理由(徴収の目的) | 金額 |
|------------------|--------------|------|
| 日本スポーツ振興センター共済掛金 | 利用乳幼児の災害時の補償 | 250円 |
| | | |

6 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

| 区分等 | 3号認定子ども | |
|------------------------|---------|-------|
| | 0歳児 | 1・2歳児 |
| 利用定員 | 1名 | 4名 |
| | 合計 5名 | |
| 事業所内保育事業におけるその他の乳幼児の定員 | 名 | 名 |
| | 合計 名 | |

- 7 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (1) 当事業所は、「子ども子育て支援法」第19条1項第2号又は第3号に該当するものとして支給認定(保育認定)を受けた乳幼児の利用について、北九州市が行う利用の調整及び、要請に対し、「北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」第41条により、できる限り協力する。
 - (2) 当事業所は、北九州市が行う利用調整の結果に基づき、保育の提供を開始する。
 - (3) 当事業所の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用乳幼児と保護者とその内容を確認し、利用誓約書を交わす。
 - (4) 本事業所は、以下の場合には、保育の提供を終了する。
 - ① 当該支給認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき
 - ② 保護者が「子ども子育て支援法施行規則」第1条の5各号に定める事由のいずれかに該当しなくなったとき
 - ③ 当事業所における保育を希望しなくなったとき
 - (5) 当事業所以外の保育所等の利用を希望する場合は、居住地を管轄する福祉事務所長に対し、「保育利用先変更申請書兼利用調整申込書」を提出する。
- 8 緊急時等における対応方法
- ・ 保育の提供中に、利用乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の措置を講じている。
 - ・ 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じている。
 - ・ 事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じている。
- 9 非常災害対策
- 安全計画に基づいて行っている。
- ・ 月1回の避難訓練を計画、実施し、非常災害時に対応できるようにする。
 - ・ 火災、水害、地震等の非常災害の種類ごとの対応、フローチャートの作成をし、全保護者、全職員に周知する。
 - ・ 「避難マップ」、「避難経路図」を掲示して、災害時の避難場所を周知する。
 - ・ 行政機関や医療機関等との連携を持ち、情報を得る。
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ 「児童虐待対応連携マニュアル」に沿って、子どもや保護者が発するサインを見逃さず早期発見を心がけ、対応フロー図に基づき適切に対応する。
 - ・ 早期発見をするために、毎日健康観察を行い、皮膚の状態や顔色、食欲など日々の変化に気をつける。
- 11 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
- (1) 保険の加入について
 - ① 加入保険の種類 賠償責任保険、傷害保険
 - ② 保険の内容
 - ・ 当事業所が所有、もしくは管理している各種の施設・整備・用具の管理の不備、又は従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や体を害したり、他人の財物を滅失、破損又は汚損した場合に、法律上の賠償責任を負担する事によって被る損害(損害賠償金や争訴費用等)に対して保険金が発生する。
 - ・ 当事業所内にて、園児が急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った状態になった時に保険金が発生する。
 - ③ 保障金額

| | | |
|-----------|----------------|-----------|
| ・ 被害者治療費等 | 訴訟対応費用 | |
| | 1名につき | 100,000千円 |
| | 1事故につき | 500,000千円 |
| ・ 補償項目 | 死亡・後遺傷害(1名につき) | 3,000千円 |
| | 入院保険金日額(1名につき) | 5千円 |
| | 通院保険金日額(1名につき) | 3千円 |
- * 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入
- (2) 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項
 - ① 利用乳幼児の世帯に関する情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用する。
 - ② 当事業所の職員は、業務上知り得た利用乳児及び支給認定保護者の秘密を保持する。
 - ③ 職員でなくなった後においても、同様に秘密を保持する。

- 附則 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。